

● 交通機関の不通と暴風警報の発表に伴う授業・試験の取り扱い

(1) 交通機関の不通の場合

1. 交通機関開通時刻と授業開始講時

|          |          |
|----------|----------|
| 7時までに解除  | 1 講時から実施 |
| 10時までに解除 | 3 講時から実施 |
| 13時までに解除 | 5 講時から実施 |
| 13時以降に解除 | 終日休講     |

2. 対象交通機関

|  |
|--|
| J R 京都駅に至る J R 各線のいずれか、京都市営地下鉄<br>近畿日本鉄道、京阪電気鉄道の各京都線 |
|--|

(2) 暴風警報発表の場合

1. 警報解除時刻と授業開始講時

| 発令状況                | 授業（試験）の取扱い                       |
|---------------------|----------------------------------|
| 7時までに暴風警報が解除された場合   | 平常どおり授業開始<br>(定期試験の場合、予定どおり実施)   |
| 10時までに暴風警報が解除された場合  | 3 講時より授業開始<br>(定期試験の場合、4 講時より実施) |
| 13時までに暴風警報が解除された場合  | 5 講時より授業開始<br>(定期試験の場合、6 講時より実施) |
| 13時までに暴風警報が解除されない場合 | 終日休講                             |

2. 警報発表対象区域

下記表のいずれかの区域において暴風警報が発令された場合は、休講となります。

| 一次細分区域 | 市町村等をまとめた地域 | 二次細分区域                              |
|--------|-------------|-------------------------------------|
| 京都府南部  | 南丹・京丹波      | 南丹市、京丹波町                            |
|        | 京都・亀岡       | 京都市、亀岡市、向日市、<br>長岡京市、大山崎町           |
|        | 山城中部        | 宇治市、八幡市、城陽市、京田辺市、<br>久御山町、宇治田原町、井手町 |
|        | 山城南部        | 木津川市、和束町、精華町、笠置町、<br>南山城村           |

※注意事項

- ①解除時刻の確認は京都府地方気象台の発表によります。
- ②定期試験についてもこれを準用します。また、定期試験時に上記警報が発令され、休講措置が取られた場合は、改めて日時・方法等を定めます。
- ③授業中等に上記警報が発令された場合の休講は、教務課から別途指示します。
- ④課外活動を含め上記警報が発令され、休講措置が取られた場合は、本学のすべての施設利用を中止します。
- ⑤上記は大学周辺地域についての警報に関する措置であるため、各自の居住地域・利用交通機関の情勢を判断して適宜行動して下さい。